

## 平成21年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成21年3月13日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成21年3月13日 午後3時00分
1. 出席議員 11名
- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 鴨下 四十八 君 | 2番  | 池田 文男 君 |
| 3番  | 長谷川 剛 君  | 5番  | 真板 一郎 君 |
| 6番  | 三宅 良一 君  | 8番  | 鈴木 幹雄 君 |
| 9番  | 小林 喜久男 君 | 10番 | 加藤 健吉 君 |
| 12番 | 鈴木 敏雄 君  | 13番 | 平野 和夫 君 |
| 14番 | 武次 治幸 君  |     |         |
1. 欠席議員 3名
- |     |         |    |         |
|-----|---------|----|---------|
| 4番  | 石井 志郎 君 | 7番 | 岩崎 剛久 君 |
| 11番 | 福原 敏夫 君 |    |         |
1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
- |         |          |        |          |
|---------|----------|--------|----------|
| 管理者     | 鈴木 洋邦 君  | 副管理者   | 佐久間 清治 君 |
| 監査委員    | 平野 良一 君  | 会計管理者  | 伊藤 誠一 君  |
| 事務局長    | 中野 隆夫 君  | 総務課長   | 刈込 幹夫 君  |
| 管理課長    | 高橋 強 君   | 建設課長   | 久保 勝義 君  |
| 総務課主幹   | 保高 義信 君  | 管理課長補佐 | 石井 益雄 君  |
| 管理課処理場長 | 佐久間 富夫 君 | 建設課長補佐 | 山崎 正秀 君  |
| 総務課総務係長 | 笹生 忠弘 君  |        |          |
1. 職務のため出席した者の職氏名
- |         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 総務課主任主事 | 大野 美穂 | 総務課主任主事 | 中村 光宏 |
|---------|-------|---------|-------|

---

開会及び開議

平成21年3月13日午後3時00分

○議長（鈴木敏雄君） 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、ご苦労さまでございます。

福原敏夫議員、岩崎剛久議員、石井志郎議員から欠席の届けがありましたので、ただいまの出席議員は11名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

---

諸般の報告

○議長（鈴木敏雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成20年11月分から21年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議事日程の決定

○議長（鈴木敏雄君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程にしたがいまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

（参 照）

君富下総第663号

平成21年3月13日

君津富津広域下水道組合議会

議 長 鈴 木 敏 雄 様

君津富津広域下水道組合

管理者 鈴 木 洋 邦

議案の送付について

平成21年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について、下記のとおり送付します。

記

議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について  
議案第 4号 平成20年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について  
議案第 5号 平成21年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について  
議案第 6号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計予算について

○

管理者あいさつ

○議長（鈴木敏雄君） 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成21年第1回君津富津広域下水道組合同議会定例会を招集したところ、議員の皆さんには、両市議会定例会開会中のご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の改正2件のほか、千葉県市町村総合事務組合の規約の変更、平成20年度の補正予算、平成21年度の関係市負担金の負担方法及び平成21年度当初予算の6議案でございます。

後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

なお、先般の視察研修ですが、実りある視察研修ができました。事故なく終わったことを皆さんに心から感謝申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木敏雄君） 以上で管理者のあいさつを終わります。

○

日程第1 会期の決定

○議長（鈴木敏雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木敏雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、5番真板一郎君、6番三宅良一君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決）

日程第3 議案第1号から議案第6号

○議長（鈴木敏雄君） 日程第3、議案第1号から議案第6号を一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 議案第1号から議案第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案は、国に準じて職員の勤務時間を改定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本議案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である浦安市市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合が平成21年3月31日に解散することになったため、本組合同約を変更することについて関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 平成20年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正予算は繰越明許費にかかわるもので、地方自治法第213条第1項の規定により、合計1億2,278万9,000円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてでございますが、本議案は、議案第6号の平成21年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合同約第14条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号は、平成21年度君津富津広域下水道組合会計予算についてでございます。

市民の生活環境の向上を目指し、平成21年度におきましても、引き続き処理区域の拡大に向け管渠及び終末処理場の整備等を図るべく予算編成を行い、前年度に対し3億2,066万5,000円増の総額35億8,119万7,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第6号までにつきましては、事務局長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木敏雄君） 続いて、補足説明を求めます。

事務局長、中野隆夫君。

（事務局長中野隆夫君登壇）

○事務局長（中野隆夫君） それでは、議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第6号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案つづりの2ページ、そして議案参考資料の1ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

国におきましては、人事院勧告を踏まえて昨年12月に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されまして、本年4月1日から国家公務員の勤務時間が、1日8時間、週でいきますと40時間から1日7時間45分、週38時間45分に改定されることになりました。これを受けまして、君津市におきましても国と同様に勤務時間を改定すべく、関係条例が3月市議会定例会に提案されたところでございます。

本組合の服務関係規定は君津市に合わせておりますことから、本組合におきましても本条例を改正し、本年4月1日から勤務開始時刻の8時30分と終了時刻の午後5時15分は現行のままとする中で、休息時間の30分を廃止し、勤務時間に含まれない休憩時間を45分から1時間に延長することにより、1日の勤務時間を国と同様7時間45分に改定しようとするものであります。

条例改正案を議案参考資料の新旧対照表により説明を申し上げます。

参考資料1ページでございますが、まず第2条第1項は、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改めようとするもので、次の第3条は、週休日と勤務時間の整理を行うとともに、第2項において勤務時間の割り振りを1日7時間45分と規定しようとするものであります。

次の第5条は、第3条の改正により引用条項に移動が生じたため、これを整理するとともに、1日の勤務時間である8時間の半分となる4時間を、1日7時間45分に変更することに伴い半日勤務時間と、文言を改めようとするものでございます。

次の2ページにかけての第6条は文言の整理、次の第7条は休息時間を削除するものでありまして、以下第9条、第10条、第15条、3ページの第16条は文言及び引用条文の修正であります。

最後に、議案つづりの改正条例附則第2項の一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正であります。新旧対照表の4ページから5ページをご覧いただきたいと思います。

ただいま説明申し上げましたが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第3条を2つの項に分けた関係で、本条項を引用しております給与条例第15条第2項と第16条の関係部分をあわせて改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案つづりの4ページからと議案参考資料の6ページからをご覧いただきたいと思います。

平成19年8月1日から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、昨年3月の本組合議会定例会において本条例の改正についてご可決いただきまして、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げを行ったところでありますが、今回の改正は、法改正に伴う条例への委任事項を整備し、本年4月1日から施行しようとするものでございます。

条例改正案を議案参考資料の新旧対照表により説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条第6号及び第3条第1号は、文言の修正でございます。

続いて、次の7ページの第3条第3号は、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷

等から回復した場合を規定しようとするものでございます。

第4号は、同じく再度の育児休業をすることができる特別の事情として、両親が交互に子を養育する場合に育児休業をした職員の配偶者が3月以上にわたり規則で定める方法により当該子を当該職員に引き続いて養育をした場合を規定しようとするものであります。

なお、これらの条項が加わることにより、同条第4号が第5号に繰り下がります。

第5条第1号は文言の修正であり、第5条の2は見出しの修正でございます。

8ページに移ります。

第6条は育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を現行では2分の1の換算率であったものを100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなし、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日またはそのいずれかの日に昇給の場合に準じて、その者の号給調整をすることができることを規定しようとするものであります。

次に、第7条第3号は文言の修正をしようとするものでございます。

次に、9ページにかけての第8条は、見出しの修正のほか、部分休業の承認要件の緩和を行うとともに、規定を整備しようとするものでございます。

以下、第9条及び第10条は見出しの追加であります。

恐れ入りますけれども、議案つづり5ページをご覧くださいと思います。

附則の関係であります。第1条は施行期日に関する規定であります。

次の第2条は改正条例第6条の規定、これは育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整規定であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行になっておりますことから、法律の施行日前に職務復帰した場合においては、従前の例によりみなし勤務の期間を2分の1とし、施行日において育児休業をしている職員が施行日後に職務復帰した場合においては、施行日前の期間については従前の例により2分の1とし、施行日後の期間については100分の100以下の換算率を適用するという規定でございます。

次に、議案第4号の平成20年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

別冊になりますが、補正予算書裏面、2ページをご覧くださいと思います。

第1表繰越明許費であります。表中の3事業が本年度内に完了させることが困難となりまして、支出を終わらない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定により経費を翌年度に繰り越して使用をさせていただこうとするものでございます。

繰り越しの理由であります。合流式下水道緊急改善事業（その2）の2,710万円は、夾雑物除去装置を設置する既存の雨水吐室の老朽化対策の検討に不測の日数を要したためであり、次の君津汚水2号幹線基本設計業務委託事業の1,500万円は、横断する二級河川小糸川の河川改修計画の策定遅延により、また終末処理場制御電源、計装電源設備更新事業の8,068万9,000円は、新たに更新が必要な設備が発見され、その対策検討に不測の日数を要したためでございます。

議案書つづりの8ページをご覧くださいと思います。

次に、議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について説明申し上げます。

君津富津広域下水道組合を構成する君津市、富津市の負担金の負担割合については、組合規約第14

条第2項で定めているところでございますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により関係市に分賦することができると規定されております。このため1及び2に掲げる経費については、平成21年度におきましても従来どおりの取り扱いとし、1にありますように、終末処理場の維持管理費のうち雨水処理経費については君津市の負担とし、また汚水処理経費については両市の実績汚水量費により負担することとしようとするものでございます。

なお、21年度の実績汚水量費は、君津市が89.7%、富津市が10.3%と見込んでおります。

次に、2にありますように一般職の職員等の人件費及び定期健康診断に係る経費については、派遣市の負担とし、また議会費や総務費等の一般事務経費については、両市の均等負担にしようとするものであります。

なお、一般職の職員は君津市が22名、富津市が10名と見込んでございます。

次に、議案第6号の平成21年度君津富津広域下水道組合会計予算について説明を申し上げます。

別冊の予算書でございます。

初めに、21年度の主な事業から説明を申し上げます。

予算書の最後でございますが、32ページ、33ページをお開きいただきたいと思っております。

予算書32ページに投資的事業の一覧を掲げてございます。21年度におきましては、君津富津終末処理場築造事業ほか、君津地区では内箕輪汚水枝線築造事業、宮下汚水枝線築造事業、常代汚水枝線築造事業、未整備地区整備事業として人見地先整備に向けた設計等を実施し、33ページに移りますが、富津地区では神明雨水幹線築造事業、西川雨水幹線護岸改修事業、平野都市下水路築造事業等を実施いたします。

なお、議案参考資料の13ページ及び15ページに今申し上げました箇所図が記されてございますので、あわせてご確認いただきたいと思っております。

このほか21年度におきましては、公共下水道の全体計画及び事業認可の変更業務を実施しようとしております。

それでは、予算の内容について説明を申し上げます。

前後してまことに申しわけないですが、予算書4ページの第2表継続費をご覧いただきたいと思っております。

款3土木費、項2下水道建設費の神明雨水幹線築造事業について、21年度から22年度までの継続費を設定しようとするものであり、総額6億1,940万円、年割額は21年度が2億5,090万円、22年度が3億6,850万円となります。

次に、5ページの第3表地方債をご覧いただきたいと思っております。

公共下水道整備事業のため7億4,870万円を限度といたしまして、起債の方法、利率及び償還方法について定めるものでございます。

次に、歳入歳出の内容を説明申し上げますので、8ページをご覧いただきたいと思っております。

初めに歳入でございまして、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1の市負担金は14億9,000万円で、内訳は君津市が10億5,000万円、富津市が4億4,000万円となります。

次に、目2下水道事業受益者負担金は339万1,000円で、節1現年度分については大堀第3負担区第一工区分と第二工区分に係る負担金となります。

今年の6月に第三工区が供用開始の予定ではございますが、これが予算にかかるのは、さらに翌年

度からになりますのでご承知おきいただきたいと思います。

次に、目3認可区域外流入負担金609万1,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

以上、款1分担金及び負担金の合計は14億9,948万2,000円で、前年度に対しまして5,591万3,000円の減額となっております。

9ページに移りまして、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は6億6,919万4,000円で、節1現年度分の6億5,496万8,000円の内訳は、君津地区5億4,769万円、富津地区1億727万8,000円となります。

節2の滞納繰越分1,422万6,000円の内訳は、君津地区1,184万3,000円、富津地区238万3,000円となります。

次に、項2手数料、目1下水道手数料54万3,000円は、工事完了検査や指定工事店申請に係る手数料でございます。

以上、款2使用料及び手数料の合計は6億6,975万2,000円で、前年度に対し700万2,000円の増額となります。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金につきましては5億5,823万円で、前年度に対し1億2,033万円の増額となります。

節1の公共下水道事業補助金の内訳でございますが、君津地区3億9,807万9,000円、富津地区1億6,015万1,000円となります。

終末処理場築造事業のほか君津地区については常代汚水枝線築造事業、人見第1、第2ポンプ場改築更新事業及び人孔蓋改修事業に対する補助金で、富津地区については神明雨水幹線築造事業に対する補助金でございます。

10ページに移りまして款5繰越金でございますが、1億479万7,000円で、前年度に対し9,494万6,000円の増額となり、内訳は君津市が5,237万7,000円、富津市が5,242万円となります。

10ページ下段からでございますが、款6の諸収入は、11ページ中段に表記してございますけれども、合計23万5,000円ございまして、前年度と同額を見込んでございます。

次に、款7組合債は7億4,870万円で、前年度に対し1億5,430万円の増額となりまして、先ほど国庫支出金で説明申し上げました事業等のための借入金でございます。

12ページに移りまして、歳出について説明申し上げます。

款1の議会費でございますが、240万7,000円で前年度に対し1,000円の減額となり、組合議員14名に係る報酬、費用弁償等の議会運営費を計上してございます。

13ページをご覧くださいと思います。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の1億2,059万4,000円の内容は、特別職2名分の報酬、事務局長と総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、14ページに移りますが、節13の下水道事業支援総合システム業務委託等の電算業務委託料、節19の負担金、補助及び交付金の総合事務組合負担金、15ページにかけての各種団体に対する負担金等でございます。

次に、項2監査委員費、目1監査委員費は37万2,000円で監査委員2名の報酬及び費用弁償等でございます。

以上、款2総務費の合計は1億2,096万6,000円となりまして、前年度に対し394万6,000円の減額と

なっております。

16ページをご覧ください。

款3土木費、項1下水道管理費、目1公共下水道維持管理費の3億4,590万5,000円は、公共下水道維持管理に要する経費でありまして、管理課職員10名の人件費のほか、主な内容といたしましては、節11需用費の宮下、常代地区の処理開始に向けた管渠等修繕や人孔蓋の取替修繕、人見第1・第2ポンプ場の修繕等の修繕料1億934万円で、さらに17ページに移りまして、節13の人見第1・第2ポンプ場の維持管理業務、下水道使用料賦課徴収業務、内箕輪地区TV調査業務等、これは管渠内の調査をTVモニターで調査するものでございますけれども、それも含めた委託料でございますが、8,854万7,000円、節15の宮下地区の汚水本管改修工事、合流地区の人孔蓋改修工事及び西川雨水幹線護岸改修工事の工事請負費4,100万円、節19負担金、補助及び交付金の水洗便所改造補助金732万5,000円等でございます。

18ページに移ります。

次に、目2都市下水路維持管理費は252万2,000円で、清掃業務委託料等を計上してございます。

次に、目3処理場維持管理費の4億3,046万円は終末処理場の維持管理に要する経費でありまして、処理場職員3名分の人件費のほか、主な内容といたしましては、節11需用費の合流雨水ポンプ電動機修繕、消泡水オートストレーナー、省電力型分流水中ポンプ現場操作盤修繕等の修繕料3,735万3,000円、電気料・水道料等の光熱水費6,872万3,000円でございます。19ページに移りまして、節13の処理場維持管理業務、脱水ケーキ等処分業務、処理水の放流に伴う周辺海域の環境監視及び生物実験調査業務等の委託料2億7,175万円等でございます。

次に、項2下水道建設費、目1公共下水道新設改良費の15億5,640万9,000円は、公共下水道の投資的事業に係る経費でありまして、建設課職員11名分の人件費のほか主な経費といたしまして、20ページに移りますけれども、節13委託料では、公共下水道全体計画及び事業認可変更業務のほか君津地区におきましては終末処理場合流沈砂池の水処理設備及び電気設備更新工事、沈砂池棟建築設備建築付帯設備更新工事等、人見地先未整備地区の設計業務、中野地先の合流改善スクリーン設置工事等の委託料として7億7,847万5,000円を、また富津地区におきましては終末処理場の沈砂池棟建築設備建築付帯設備更新工事等と神明雨水幹線築造工事の委託料として3億7,413万3,000円を計上してございます。

節15工事請負費では、君津地区において内箕輪汚水枝線築造、宮下汚水枝線築造、常代汚水枝線築造等に係る工事費として2億8,900万円を、また富津地区におきましては汚水柵設置工事費として200万円を計上してございます。

21ページに移りまして、節22補償補填及び賠償金では、ただいま申し上げました内箕輪汚水枝線築造工事、常代汚水枝線築造工事、汚水柵設置工事等に伴う水道管移設等の補償費として1,250万円を計上してございます。

次に、目2都市下水路新設改良費の1,540万円は、平野都市下水路築造に係る工事請負費でございます。

以上、款3土木費の合計は23億5,069万6,000円となりまして、前年度に対し3億2,930万6,000円の増額となります。

続いて、22ページをご覧ください。

次に、款4公債費、項1公債費、目1元金の7億2,347万7,000円は長期債の償還元金でございまして、公共下水道事業債償還元金7億1,312万1,000円の内訳は君津市4億7,556万2,000円、富津市2億3,755万9,000円となり、都市下水道事業債償還元金1,035万6,000円は富津市分となります。

次に、目2利子は、長期債の償還利子として公共下水道事業債償還利子を3億6,374万4,000円、内訳といたしまして君津市2億2,860万4,000円、富津市1億3,514万円、また都市下水道事業債償還利子を244万2,000円計上するほか、一時借入金の借り入れ最高額を5億円とし、その利子246万6,000円を措置してございます。

以上、款4公債費の合計は10億9,212万8,000円となり、前年度に対しまして469万4,000円の減額となります。

次に、款5予備費は1,500万円でございます、前年度と同額を計上いたしまして、内訳は君津市分1,200万円、富津市分300万円となります。

以上が歳入歳出予算の概要でございます、歳入歳出それぞれ35億8,119万7,000円、前年度に対して3億2,066万5,000円の増額となります。

なお、付属資料といたしまして23ページから29ページまでが給与費明細、30ページが継続費の調書、そして、31ページは地方債の現在高に関する調書となっております。

平成21年度末の地方債の現在高見込み額は92億5,730万1,000円となりまして、内訳といたしまして君津地区が60億3,229万4,000円、富津地区が32億2,500万7,000円となります。

以上で議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号から議案第6号についての補足説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木敏雄君） 以上で補足説明は終わります。

これより議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） ご質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成20年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第4号 平成20年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑、討論、

採決を行います。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木敏雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第5号 平成21年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木敏雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

2番、池田文男君。

○2番(池田文男君) 2番、池田でございます。

若干素朴な質問がございますので、質問させていただきます。

ページ数でいいますと17ページの土木費でございます。節の19でございます。この説明欄でございますと、負担金及び交付金のところで水洗便所改造補助金732万5,000円ということでございまして、もろもろの内訳を先ほどご説明いただきましたけれども、具体的に本年度と昨年度とはどのくらいの差をもって分担といたしましょうか、富津と君津のほうの割合の関係と1件当たりどのくらいの補助を見ているのか、改造ということでございますから、アバウトで結構でございますのでご説明願いたいと思います。

○議長(鈴木敏雄君) 答弁を求めます。

管理課長、高橋強君。

○管理課長(高橋 強君) それでは、排水設備の改造の補助金についてご質問ということでお答えいたします。

まず、今年度節19の補助金額につきましては760万4,000円見込んでございますが、これは同じ補助金で、昨年度でいいますと若干多く、819万7,000円という当初予算を組んでございます。来年度は若干少ないわけですが、まず補助の内容でございますが、供用開始しまして3年以内にその供用開始区域内の汲み取り便所、それと浄化槽を使用している家屋の改造工事費に対して補助を出しておるものでございます。

基本的に補助金額としましては、汲み取り便所の改造につきましては、1世帯につきまして3万円、これは汲み取り便所についてはそういうことですが、浄化槽について、例えば大便器が2カ所ある場合には2万5,000円でございますが、1カ所ふえるごとに5,000円を加えて補助しているということでございます。

20年度の補助箇所でございますが、まだ集計が整っていないんですが、21年度の予算額732万5,000

円に対しまして、件数としましては見込みとしまして君津地区で264件、富津地区で29件、金額でいいますと君津地区が660万円、富津地区が72万5,000円の内訳となっております。

○議長（鈴木敏雄君） 2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） ご丁寧なご説明をいただきありがとうございます。

それでもう1点お聞きしたいんですけども、利子補給等とあるわけですけども、今、件数が事務局のほうから数字を具体的に正確に表示されました。この数字というものは、どこで、どのような形で所管のほうに上がってくるのか、素朴な疑問があるんですけども、その点はどのようなシステムというか、形態をとっておるのかお教え願いたいと思います。

○議長（鈴木敏雄君） 管理課長、高橋強君。

○管理課長（高橋 強君） 補助金の申請の形というんですか、そういうことかと思いますが、先ほど申し上げましたように補助金につきましては、その処理区にあるそういう世帯が処理開始後3年以内に改造工事をやっていただいた場合に補助金の対象となります。そのシステムとしましては、改造工事については下水道の指定工事店がやるということになっております。その指定工事店から改造の申請が上がってきた中で3年以内のところであれば、これは申請形式ですので、補助金を申請される方については申請書を上げていただきまして、その改造工事が完了した、これは完了検査を行うわけですが、完了を確認した中で補助金を交付するという形をとっております。

○議長（鈴木敏雄君） 2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） しつこいようで恐縮でございますが、再度回答をお願いします。

そうしますと、細かいことは申しませんけれども、3年以内でやるということは、今ご説明を伺いますと、業者さんが終わった時点の申請ということでありますから、仮に3年経過したものが、業者さんが3年以内ですよというような形で申請した場合は、所管といたしましてはどこでチェック機能が働くのでしょうか。

○議長（鈴木敏雄君） 管理課長、高橋強君。

○管理課長（高橋 強君） 3年以内かどうかということに対する確認ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、その申請書に当然改造箇所の住所等が書いてあるわけですので、その住所で、その区域が3年以内かどうか、それを確認いたします。そうした中で、改造工事が供用開始の告示日から3年間経た期間内に完了した場合に補助金を交付するということで、これは指定工事店の場合は皆さんおおむねご承知なんですけど、使用者につきましては窓口に来ていただければ、そういうことを説明した中で申請するかどうかも含めてお話ししているところでございます。

○議長（鈴木敏雄君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木敏雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第6号 平成21年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木敏雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

○

○議長（鈴木敏雄君） 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました6議案につきまして、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

本年度の事業もほぼ予定どおり進捗し、間もなく新年度事業の実施に移るわけですが、今後とも処理区域の拡大に向け、鋭意努力してまいる所存でございますので、引き続き議員の皆さんのご指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（鈴木敏雄君） これをもちまして、平成21年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

平成21年3月13日午後4時00分

閉会